

# 10 高齢者医療

## 後期高齢者医療制度

満75歳以上の人等が、お医者さんにかかったときにマイナ保険証または資格確認書をお持ちになれば、自己負担割合（被保険者及び同一世帯の方の収入等に応じて1割から3割負担）で受診することができます。

※身体障害者手帳1～3級・4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳（重度の区分）、国民年金証書1・2級（障害基礎年金等）をお持ちの人は、65歳から加入できます（市役所への申請が必要です）。

### ■ 1カ月の自己負担限度額（保険適用分）

負担割合	所得区分	外来 + 入院（世帯単位）	
3割	現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1%（多数回140,100円 <sup>※1</sup> ）	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1%（多数回93,000円 <sup>※1</sup> ）	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1%（多数回44,400円 <sup>※1</sup> ）	
負担割合	所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
2割	一般Ⅱ	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10% または18,000円の低い方を適用 <sup>※4</sup> (年間上限144,000円 <sup>※3</sup> )	57,600円 (多数回44,400円 <sup>※2</sup> )
1割	一般Ⅰ	18,000円(年間上限144,000円 <sup>※3</sup> )	24,600円
	区分Ⅱ	8,000円	
	区分Ⅰ	15,000円	

現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの方、区分Ⅱ・Ⅰの方が病院等での窓口支払い時点で限度額の適用を受けるには任意記載事項を併記した資格確認書の提示が必要です。なお、マイナ保険証をご使用いただいている方は、手続きせずに限度額の適用を受けられます。

※1 過去12カ月以内に高額療養費の支給を3回受けたときの4回目以降の限度額です。

※2 過去12カ月以内に「外来+入院（世帯単位）」の高額療養費の支給を3回受けたときの4回目以降の限度額です。

※3 1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）のうち所得区分が「一般Ⅱ・Ⅰ」または「区分Ⅱ・Ⅰ」であった月の外来（個人単位）の自己負担額の合計額の上限です。

※4 窓口負担割合が2割の方は、負担を抑えるための配慮措置があります（令和7年9月30日まで）。1カ月の外来受診の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。

### 《高額療養費》

1カ月（同じ月）の保険適用の医療費を自己負担限度額を超えて支払った場合、超えた額が高額療養費として支給されます。該当する人には通知書を送付します。

### 《入院時の食事代》

所 得 区 分	1食当たりの食費
現役並み所得者 及び 一般	510円 <sup>※5</sup>
区分Ⅱ 90日までの入院	240円
	過去12カ月の間で区分Ⅱの期間の入院日数が91日以上 【長期該当申請が必要】
区分Ⅰ	110円

※5 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は300円。

※6 申請についてはお問い合わせください。190円の適用は長期該当申請日からとなり、申請日以前の食事差額については入院日数が91日を超えていても給付されません。

## 《医療費の払い戻し》

次のような場合で、医療費などを本人が全額支払った場合は、申請により後期高齢者医療制度で決められた額の払い戻しが受けられる場合があります。

- 急病などでやむを得ず資格確認書等を提示できずに診療を受けたとき
- 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を作ったとき
- 骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき
- 医師が必要と認めたマッサージ、あんま、はり・きゅうの施術を受けたとき
- その他特殊な移送費用、輸血用の生血代などを支払ったとき
- 海外に渡航中治療を受けたとき（治療目的の渡航は対象外）

## 《葬祭費について》

被保険者が亡くなった場合、申請をすると葬儀を執り行った人（喪主）に葬祭費として5万円が支給されます。

## 《資格の開始について》

後期高齢者医療制度は75歳の誕生日から適用となり、誕生日までに資格確認書等が郵送されます。

## 《交通事故にあったとき》

交通事故など第三者の行為によってケガをしたとき、その治療に必要な医療費は相手が支払う損害賠償金の中で負担するのが原則ですが、届出により後期高齢者医療制度で治療を受けることもできます。

この場合、後期高齢者医療制度が医療費を一時立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

注意）加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと後期高齢者医療制度で治療を受けられなくなることがあります。

## 《医療費を上手に使いましょう》

医療費はみなさんが病院窓口等で支払う一部負担金の他、みなさんが納めている保険料や税金で賄われています。健康の保持に努め上手に医療費を使いましょう。

- ①重複受診や頻回受診は控えましょう
- ②医師を信頼し、指示を守りましょう
- ③家庭医を持ちましょう
- ④定期的に健康診断を受けましょう



こんなときには届出を	届出に必要なもの
65歳以上 75歳未満で一定の障がいがある人が加入を希望するとき	障がい者手帳など障害の程度がわかるもの
他の市区町村へ転出するとき	資格確認書等
他の都道府県から転入してきたとき	負担区分等証明書
生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等・保護開始決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書または保護停止決定通知書
死亡したとき	資格確認書等
葬祭費の申請	葬儀を執り行った人（喪主）の銀行口座のわかるもの・葬祭の領収書または会葬礼状（喪主の人の確認ができるもの）
資格確認書等を紛失・破損したとき	身分証明書等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ 国保年金課 高齢者医療係 ☎ 047-436-2395